



リフォーム工事

【重要】

新しく入居される方や住宅の修繕(模様替え)を行う方は、「**建築協定**」及び「**住宅修繕(模様替え)に関する遵守及び承諾事項**」をお読みにになり、施工業者さんにもよく理解してもらった上で、管理組合に必要書類を添えて模様替(リフォーム)の承認願を提出してください。

リフォームの内容にもよりますが、工事期間中は、大きな音や振動、臭いなども出てしまうものです。クレームを生まないためにも、工事前には**近隣への挨拶**が大切です。工事期間中は工事日・時間帯を守り、ご近所に充分配慮した工事に努めてください。

リフォーム工事には禁止されている工事と届出により認められる工事があります。

<禁止事項>

①増設、②建物の主要構造部分に影響を及ぼす穿孔、切欠等の工事、③共有部分や防水層に影響のある模様替え④共有部分の個人使用

<届出許可事項>

- ①住宅の模様替えを行うとき
- ②玄関扉、手摺等共用部分を模様替え、又は塗装する必要があるとき
- ③建物等にアンテナ、小禽舎、その他近隣に影響を及ぼす恐れのあるものを設置すること
- ④やむを得ず壁等に穿孔、切欠の必要を生じたとき
- ⑤床、フローリング、模様替工事

☆ この工事は届出必要？ → 迷った時は管理組合事務所へお問い合わせ下さい。



<小工事届>

畳替え、襖替え、クロス貼りのみ、ペンキ、クリーニングなどで音が出ず、1日程度で出来る軽微な工事もお届け下さい。

規約には規定されておりませんが、軽微な工事でも、工事業者の出入りや駐車場の問題などがあり、管理事務所に「工事申し込み書」でお届け頂くことで、事前にお知らせやご注意ができ、トラブルを未然に防ぐ事が出来るので、ご協力をお願いします。

★届出手続き

- ・工事内容により必要書類をお渡ししますので管理事務所へお越しください。
管理事務所へ来れない場合は、本ホームページから必要な説明資料と届出用紙をダウンロードしてください。
- ・書類は工事实施の**2週間前**までに提出してください。
- ・工事内容に問題がなければ「住宅改修(模様替え)承諾書」を発行しますので、承諾書発行後に工事を開始してください。
- ・工事を始める前に「[改修工事のお知らせ](#)」を階段掲示してください。

工事車両は事前に管理事務所で臨時駐車場をお申込みの上、必ずそちらへ駐車して下さい。(5時間まで200円、1日500円)

